既存の特別融資・緊急支援融資の返済を猶予し条件変更に係る追加の信用保証料を区が全額補助します！

特別融資・緊急支援融資における貸付期間を７年以内（据置期間１年を含む。）としているところを、借受人と貸付を行っている金融機関との条件変更により、据置期間をさらに２４か月の延長を可能とし、合わせて当初の最終返済期日を２年先まで延長することを可能とします。また、条件変更に係る追加の信用保証料を区が全額負担します。

■既存の特別融資・緊急支援融資について条件変更による返済の猶予

金融機関との返済条件変更により、

・据置期間をさらに２４か月の延長を可能とする。（最大で３６か月）

・当初の最終返済期日を２年先まで延長することを可能とする。（最大で９年間）

■既存の特別融資・緊急支援融資の条件変更に係る信用保証料を区が全額補助

（１）対象融資

令和２年３月４日以降に区の斡旋を受け融資実行された**新型コロナウイルス感染症対策特別融資**及び**緊急支援融資**

（２）補助対象となる保証料

令和３年４月１日から令和８年３月末日までに契約が締結された条件変更により、追加で発生した信用保証料

（３）申請方法

産業振興センターホームページ（https://minato-sansin.com）から申請書及び請求書を印刷し、必要書類を同封の上、産業振興課経営支援係（港区芝 5-36-4）宛に郵送してください。

※条件変更については、借受先の金融機関にご相談ください。また、条件変更の要件については「港区中小企業融資あっせんのご案内」３頁をご確認ください。

【問合せ先】

産業振興課経営支援係：０３－６４３５－４６２０